

第6章 文化財の保存・活用に関する課題

「歴史文化基本構想」においては、理念を実現するために体制の整備を重視し、組織拡充・保存分野・活用分野の3つの分野における課題を整理しました。また、この解決に必要な具体的な取り組みを、文化財の保存・活用の担い手（行政、地域コミュニティ、民間団体等、学校、教育・研究機関）ごとに示しています。

	方針	課題	具体的な取り組み
組織拡充	多種多様な文化財の保存と活用のための職員の専門性の確保	・現在の組織にいない歴史分野等の専門職員の採用	・専門性の確保
		・行政内の連携組織の構築	・職員交流等による周辺自治体との協力体制の確立 ・周辺自治体との事業協力
保存分野	地域の歴史を物語る重要な文化財の確実な保存と継承	・新しい枠組みによる未指定文化財の保存方法の確立	・未指定文化財の保存措置
		・未指定文化財保存のための予算措置	
		・登録文化財制度の拡充	
		・文化財保存技術者の養成と活用	・九州歴史資料館との協力体制の確立
活用分野	小郡の歴史文化を活かしたまちづくりの推進	・未指定文化財を取り入れたまちづくりの検討と実践	・未指定文化財の周知の機会を設定 ・実際に取り組む場の提供 ・市民団体の専門性を活かした取り組み
		・個別の文化財を対象とする活用計画の策定	・個別の文化財の活用計画の策定
		・行政と民間、民間同士の連絡組織の構築	・連絡組織の構築 ・学校現場との職員交流
		・学校教育のみでなく、生涯学習の積極的推進	・生涯学習の充実
		・都市計画部局との連携強化	・庁内連携体制の構築

さらに、今後の歴史文化の保存・活用に必要な取り組みを、文化財を「知る」・文化財を「守る」・文化財を「活かす」の3つの分野別に示しています。

文化財を「知る」取り組み	・学校教育の充実 ・社会教育の充実 ・継続した調査
文化財を「守る」取り組み	・担い手の育成 ・ネットワーク作り ・防災・防犯対策 ・文化財修復の推進 ・市民が主体的に取り組む仕組みづくり
文化財を「活かす」取り組み	・文化財の公開 ・新しい活用方法の検討 ・文化財整備の推進 ・多種多様な文化財の保存・活用が可能な施設の整備 ・福岡女学院大学を始めとした大学等の連携の取り組み ・文化財保存活用地域計画の策定

「文化財保存活用地域計画」では、第5章で示した理念と基本方針に沿って、「歴史文化基本構想」で示した文化財の保存・活用に関する課題を再整理します。この課題の解決に向けた方針と具体的な措置は、「歴史文化基本構想」で示した取り組みをもとに再整理し、第7章に示します。

基本方針1 文化財を「知る」の課題

文化財を「知る」とは、次代へ伝えていくべき文化財について、存在を把握し、それぞれに固有の価値を見出し、関連する事項を調査することを指します。文化財の保存・活用を進める際の最も基本的な作業であり、これによって得られた文化財の情報は、のちに述べる「守る」取り組みや「活かす」取り組みにもつながります。

A. 文化財の価値把握のための継続した調査・研究

これまでの小郡市の文化財調査は、開発に先立つ遺跡の発掘調査が主体でした。それ以外の種類の文化財に関しては『小郡市史』の^{へんさん}編纂や「歴史文化基本構想」の策定に先立つ調査によって把握してきました。

今後は、把握が不十分な分野の文化財の把握調査、把握調査で確認した各種文化財の経過観察を含めた現況調査、価値を評価するための詳細調査、専門的な視点での研究を行わなければなりません。調査・研究にあたっては、さまざまな文化財の専門家が所属する教育・研究機関との連携が必要です。また、調査・研究の成果を企画や印刷物、デジタルアーカイブ化などで公開し、共有する必要があります。

B. 学校教育での文化財の価値共有の充実

当市は流入人口が多いベッドタウンです。ここで暮らす選択をした人びとに、住みよいだけでなく、豊かな歴史文化がある場所だと知ってもらえば、生活の質が向上し、地域への愛着が育まれます。

市内に8校ある小学校（うち1校は小中一貫校）では、全校で文化財を用いた学習が取り入れられています。出前授業が少数にとどまっている中学校や高校には、学習プログラムの精査や情報提供の検討など、改善の余地があります。保存・活用を担う次世代の人材の育成につなげるためにも、学校教育での文化財の価値共有を充実させていかなければなりません。



小学校の出前授業

C. 生涯学習での文化財の価値共有の充実

生涯学習の分野では、講座や史跡案内ボランティアによる史跡めぐりハイキング、『ふるさと小郡のあゆみ』を活用した「小郡ふるさと歴史検定」を開催しています。

しかし、大人を対象とした事業の回数は少なく、参加者は歴史文化に関心の高い高齢者層に限られています。また、その多くがリピーターです。新たな参加者を掘り起こして生涯学習での文化財の価値共有を推進し、地域まちづくりや文化観光へつなげる必要があります。



コミュニティセンターの出前講座

基本方針2 文化財を「守る」の課題

文化財を「守る」とは、文化財そのものの状態や価値を維持することと、文化財を次世代へ継承するための活動を維持することを指します。地域のたからである文化財は、そこに住む人びとが価値を見出し、受け継いできたからこそ、現在も目にすることができます。将来に向けて文化財を「守る」ためには、これ受け継ごうとする人びととの連携が必須です。

D. 人材の育成

文化財の保存・活用の担い手を確保することは、どの自治体でも喫緊の課題です。継承の機会の提供、必要な知識や技術を持つ人材の掘り起こしなど、担い手の育成が必要です。また、多様な専門分野の職員の採用と育成を行い、さまざまな分野の文化財に対応できる体制づくりを進めていかなければなりません。

E. 文化財を守るためのネットワークの形成

文化財の価値を共有し、次世代に伝えるためには、新たなネットワークづくりが欠かせません。所有者や文化財関連団体、民間団体等の活動に関する情報の把握と、団体同士の連携を図るための支援が必要です。行政内でも、文化財所管課と都市計画・商工観光・コミュニティ推進等の関連課が連携を強化する必要があります。

F. 文化財とその周辺環境の保全

近年は、地震や集中豪雨などの自然災害や文化財の盗難、人為的な毀損^{きそん}が頻発しています。文化財の保存・活用を図るため、防災・防犯設備を整え、日常の保管状況を把握するなど、対策の充実が必要です。また、開発に関わる行政の関連課や民間団体等へ積極的に働きかけ、文化財そのものや景観、活用に必要な設備などを維持していかなければなりません。

G. 保存・継承のための文化財の修復

文化財を次世代へ継承していくためには、詳細調査で価値を把握し、継続的に指定・登録することが必要です。また、文化財の専門的な知見から現況調査を行い、保存に必要な修復・修繕を計画的に実施しなければなりません。

H. 地域とともに取り組む仕組みづくり

「文化財保存活用地域計画」が目的とする、地域ぐるみの文化財の保存・活用を推進するには、行政と文化財の所有者・保存団体、そして地域で暮らす人びと全てを巻き込んでいく必要があります。そのために、地域との協働を進める仕組みを作り、連携した取り組みを行わなければなりません。

基本方針3 文化財を「活かす」の課題

文化財を「活かす」とは、文化財の存在や価値を広く知らしめるとともに、学校教育や生涯学習、地域振興に活用することを指します。市では、これまで文化財所管課が中心となっていて行ってきましたが、行政の関連課や地域コミュニティ、地元企業をはじめとする民間団体等が相互に連携することでさまざまな効果が生まれる可能性があります。

I. 文化財の公開

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、インターネットや SNS を活用した文化財の公開が進みました。当市の歴史文化の魅力を広く発信するためには、実物の文化財やマスコミを利用するだけでなく、社会情勢に対応したさまざまな文化財の情報発信を行う必要があります。

J. 新しい活用方法の検討

令和 2（2020）年 5 月に施行された「文化観光推進法」は、文化の振興を観光振興と地域の活性化につなげ、その経済効果を文化の振興に還元するという循環を目指したものです。文化財を地域資源として活用し、自治体の活力へつなげていくためには、地域まちづくりと文化財の連携、観光振興と文化財の連携をそれぞれ強化し、新たな活用方法を生み出す必要があります。

K. 文化財整備の推進

遺跡や建造物のような不動産の文化財は、保存・活用のために、景観や便益施設など周辺環境を含めた整備が欠かせません。保存管理計画や整備基本計画が策定されている文化財はそれに基づく整備を、保存・活用のための計画が未策定の文化財や未指定等の文化財は必要な計画及び整備の検討を行わなければなりません。

L. 多種多様な文化財の保存・活用が可能な施設の整備

昭和 60（1985）年に開館した埋蔵文化財調査センターの施設や設備は、老朽化により市民のニーズに感じられなくなっています。バリアフリー化や資料を収蔵するためのスペースの確保、防災・防犯対策、多言語対応、多種多様な資料に対応した展示設備など、施設の更新を検討する必要があります。

M. 官学連携・官民連携の取り組み

近年小郡市では、大学や企業と「包括的連携に関する協定書^{ほうかつ}」を締結し、官学・官民連携に取り組んでいます。文化財の新しい活用方法を生み出すには、教育・研究機関や民間団体等との連携を進め、指定管理制度など、これまで実施していなかった文化財の保存・活用の視点や手法を取り入れていかなければなりません。

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存と活用に関する課題を解決するため、基本方針に沿って取る具体的な措置を示します。これに要する経費は、市費、国（文化財補助金等）及び県の補助金、各種交付金（デジタル田園都市国家構想交付金等）のほか、民間資金なども活用します。実施主体は、計画の担い手である行政（文化財所管課・関連課）、地域（地域コミュニティ・文化財関連団体・文化財の所有者等・民間団体等・学校・教育・研究機関）のうち、該当するものを記しています。

実施期間は計画期間 10 年のうち、初動期の 4 年間を前期（令和 8～11 年度）、その後の各 3 年間をそれぞれ中期（令和 12～14 年度）・後期（令和 15～17 年度）とし、進捗を管理しながら取り組みます。また具体的な取り組み内容のうち、黄塗のものは重点項目として取り組み、計画期間を点線で示したものは、必要に応じて随時行うものとします。

基本方針1 文化財を「知る」の措置

＜保存・活用に関する課題と方針＞

課題	方針	措置
A. 文化財の価値把握のための継続した調査・研究		
1. 文化財の調査・研究が不足している分野があります	A-1. 各種文化財の調査・研究の実施	①・②
2. 大学や教育・研究機関との連携が不十分です	A-2. 調査・研究に関する教育・研究機関との連携	③
3. 調査・研究の成果が地域に充分還元されていません	A-3. 各種文化財の調査・研究成果の共有	④～⑥
B. 学校教育での文化財の価値共有の充実		
1. 学校教育での文化財の価値共有の方法に工夫する余地があります	B-1. 学校教育での文化財の価値共有の方法の改善	⑦～⑪
C. 生涯学習での文化財の価値共有の充実		
1. 生涯学習での文化財の価値教育の機会が不足しています	C-1. 生涯学習での文化財の価値共有の推進	⑫～⑮

A-1. 各種文化財の調査・研究の実施

調査が不足している分野の文化財は把握調査を行います。「歴史文化基本構想」を作成する際の把握調査で確認した文化財は、現況調査や指定・登録に向けた詳細調査を行います。

具体的な取り組み	実施主体		新規継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
① 文化財の調査 《最重点》 把握調査が未実施、不足している分野の文化財調査を行います 把握調査で確認した文化財は現況調査や詳細調査を行います 記念物（遺跡）については周知の埋蔵文化財包蔵地の把握を進め、開発に先立つ発掘調査に対応します	文化財	地域コミュニティ	継続			
② 文化財の研究 さまざまな文化財を専門的な視点で研究します	文化財	教育・研究機関	継続			

A-2. 調査・研究に関する教育・研究機関との連携

さまざまな種別の文化財を把握し、専門的な知見から価値付けを行うための調査・研究を進めます。これにあたり、出土人骨や金属製の考古資料、絵画や彫刻の調査・研究のノウハウを持つ、九州大学や九州歴史資料館など、教育・研究機関と連携します。



九州歴史資料館との共同調査

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
③ 調査・研究に関する教育・研究機関との連携 文化財の調査・研究にあたり、教育・研究機関と連携します	文化財	教育・研究機関	継続			

*  : 恒常的に実施

A-3. 各種文化財の調査・研究成果の共有

文化財の調査・研究で得られた成果を、展示会・講演会の開催、印刷物の作成、デジタルアーカイブなど、さまざまな方法で公表し、地域に還元します。



収蔵資料データベースの公開

具体的な取り組み	実施主体		新規継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
④ 調査・研究の成果を公表する企画の実施 調査・研究の成果を公表する企画（展示・講演会・シンポジウム等）を実施します	文化財	教育・研究機関	継続			
⑤ 印刷物の作成 調査・研究の成果を公表するため印刷物（パンフレット・冊子等）を作成します	文化財	—	継続			
⑥ 調査・研究成果のデジタルアーカイブ化と公開 調査・研修の成果をデジタルアーカイブ化し、文化財収蔵管理システムやホームページで公開します	文化財	—	継続			

* : 恒常的に実施

B-1. 学校教育での文化財の価値共有の方法の改善

学校教育において、次代を担う子どもたちと文化財の価値共有を図ります。そのために、学習指導要領に精通した人材の育成やリモート授業、動画教材の作成を行います。学習内容に応じた教材を提案し、学校教育に提供できる文化財の紹介を行います。



小学校の学習支援

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
⑦ 出前授業の工夫・改善 学校教育の現場や学習指導要領に精通した人材の育成、リモート授業・動画教材の作成など、出前授業を工夫します	◎文化財 学校教育	学校	継続	←	→	
⑧ 学習内容に応じた文化財の教材化 学習内容に応じた文化財を教材として提供できる環境と体制を整えます	文化財	地域コミュニティ	継続	←	→	
⑨ 出前授業の情報提供及び周知 学校教育に提供できる文化財や専門職員についての情報提供と周知を強化します	◎学校教育 文化財	学校	継続	←	→	
⑩ 市史ダイジェスト版『ふるさと小郡のあゆみ』の活用 学校教育での市史ダイジェスト版『ふるさと小郡のあゆみ』の新たな活用方法を提案します	◎文化財 学校教育	学校	継続	←	→	
⑪ 出前授業で利用可能な教材・資料の充実 学校ごとの地域性を考慮した教材・資料を充実させます	文化財	—	継続	←	→	

C-1. 生涯学習での文化財の価値共有の推進

いわゆる「歴史ファン」以外の層と文化財の価値共有を図るため、幅広い層を対象とした企画・広報を行います。また地域行事などで文化財と関わる機会を提供するとともに、インバウンドや外国人留学生に対応した文化財の情報提供を行います。



地域文化祭へのブース参加

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
⑫ 幅広い層を対象とした企画・広報の実施 「歴史ファン」以外の幅広い層に、市とその歴史文化に対する関心を引き起こすための企画や広報に取り組みます	◎文化財 経営戦略	民間 団体等	新規	←	→	
⑬ 出前講座の実施 さまざまな分野の文化財をテーマとした出前講座を実施します	◎コミュニティ推進 生涯学習	地域コミュニティ	継続	←	→	
⑭ 地域の文化財と関わる機会の提供 地域コミュニティと文化財を結ぶ企画（ワークショップ・イベント等）を実施します	文化財	地域コミュニティ	新規	←	→	
⑮ インバウンドや外国人留学生に対応した文化財紹介 インバウンドや外国人留学生に対応するため、文化財の基礎である日本文化（生活習慣・社寺での儀礼・自然観等）の紹介と理解の促進、多言語の文化財紹介コンテンツの作成に取り組みます	◎総務 文化財	—	新規	←	→	

* ← → : 恒常的に実施

基本方針2 文化財を「守る」の措置

<保存・活用に関する課題と方針>

課題	方針	措置
D. 人材の育成		
1. 文化財の保存・活用の担い手を確保することが難しくなっています	D-1. 文化財の保存・活用の担い手育成	①⑥～①⑨
2. 多様な専門分野の職員の採用と育成が必要です	D-2. 専門的な知識を有した職員の採用・配置と専門性の向上	②⑩
E. 文化財を守るためのネットワークの形成		
1. 文化財の所有者や文化財関連団体、民間団体等の活動が把握できていません	E-1. 文化財関連団体の把握と支援	②⑪～②⑭
2. 関連課の連携が不足しています	E-2. 庁内関連課の連携強化	②⑮・②⑯
F. 文化財とその周辺環境の保全		
1. 自然災害や人災への事前対応が必要です	F-1. 文化財の防災・防犯対策の充実	②⑰・②⑱
2. 文化財の周辺環境の保全、設備等の経年劣化への対応が不足しています	F-2. 文化財の保存・活用に必要な周辺環境の保全	②⑲～③①
G. 保存・継承のための文化財の修復		
1. 文化財の保存・継承のための指定・登録が必要です	G-1. 文化財の指定・登録の推進	③②
2. 保存・活用のために修復が必要な文化財があります	G-2. 保存のための計画的な修復・修繕の実施	③③～③⑤
H. 地域とともに取り組む仕組みづくり		
1. 地域との協働を進める仕組みづくりが必要です	H-1. 地域と連携した保存・活用の取り組みの推進	③⑥～③⑧

D-1. 文化財の保存・活用の担い手育成

文化財の保存と活用を担う人材の育成に取り組めます。特に継承者の育成が急務である無形文化財・無形民俗文化財については、学校教育や生涯学習を通じて文化財を継承する機会の提供を行います。また地域に住む、建築や工芸、民俗芸能などの知識や技術を持つ人材をリサーチします。



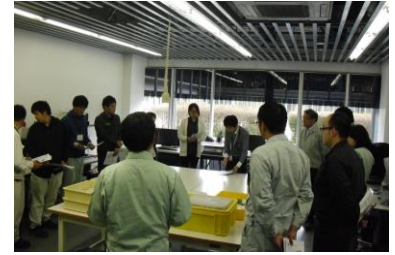
上岩田の人形じめ

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
①⑥ 無形文化財及び無形民俗文化財の担い手確保の支援 地域の伝統行事やまつりの担い手確保を支援します	文化財	文化財の所有者等	新規	←	→	→
①⑦ 文化財を継承する機会の提供 体験型の企画や学校教育を通じ、地域の伝統行事やまつりを継承する機会を提供します	文化財	文化財の所有者等	新規	←	→	→
①⑧ 史跡案内の活動強化 史跡案内の活動を強化するため、人材育成や参加者の確保など活動の手法を検討します	文化財	文化財関連団体	新規		↔	
①⑨ 地域の人材の掘り起こし 文化財の保存・活用における協働を前提に、建築・美術工芸・民俗芸能などの技術を持つ、地域在住の人材について調査します	◎文化財 コミュニティ 推進	地域コミュニティ	新規	↔		

* ←...→: 計画期間中、必要に応じて実施

D-2. 専門的な知識を有した職員の採用・配置と専門性の向上

文化財の保存・活用を推進するため、歴史学や建築学など専門的な知識を有した職員の継続的な採用と配置を図ります。職員の技術向上のため、国・県などの主催する専門的な研修への派遣も進めます。



専門職員対象の研修

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
㊹ 多様な専門的な知識（歴史学・建築学・美術工芸等）を有した職員の採用・配置と専門性のさらなる向上 専門的な知識を有した職員の継続的な配置と各種研修を受講する機会を確保します	人事 文化財	—	継続	←————→		

E-1. 文化財関連団体の把握と支援

文化財に関連する取り組みを行っている、個人や団体の把握を行います。その上で活動支援や情報交換など、相互につなげる方法を検討します。また、保存・活用に関する補助や助成制度など、情報提供のためのサポート体制を整えます。



NPOによる遺跡の保全活動

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
㊹ 文化財の保存・活用の活動に関する情報収集とリスト化 文化財の保存・活用につなげるため、関連する活動を行っている文化財関連団体や民間団体等について情報を収集し、リスト化します	文化財 総務	文化財 関連団体 民間 団体等	新規	←————→		
㊹ 多種多様な団体と文化財をつなぐ手法の検討 民間団体等の活動に文化財を取り入れてもらう方法を検討します	◎コミュニ ティ推進 文化財	民間 団体等	新規	←→		
㊹ 文化財の相談や情報提供のための窓口システムの構築 文化財の所有者等に保存・活用に関する相談や情報提供（補助・助成等）のための窓口を作ります	文化財	文化財の 所有者等	新規	←————→		
㊹ 文化財関連団体同士の連携を支援する手法の検討 文化財関連団体が互いに協力し合える体制づくりの支援を検討します	文化財	文化財 関連団体	新規		←→	

E-2. 庁内関連課の連携

横断的な文化財の保存・活用を推進し、まちづくりや地方創生等の補助制度を採り入れるため、関連課と連携したプロジェクトチームの編成を検討します。

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
㊸ 庁内関連課の連携強化 まちなづくり・地方創生への文化財の活用や、観光等の補助制度を利用した財源確保などを行うため、業務の専門性を相互活用できるプロジェクトチームの編成を検討します	地域開発推進 経営戦略 都市計画 文化財	—	新規	←-----→		
㊹ 景観等関連計画への参画 文化財の保存・活用のため、関連する各種計画の作成に参画します	◎都市計画 農業振興	地域コミュニティ	新規	←-----→		

* ←-----→ : 計画期間中、必要に応じて実施

F-1. 文化財の防災・防犯対策の充実

近年頻発している自然災害や盗難、人為的な毀損^{きそん}から文化財を守るため、計画的な設備の設置・更新を行います。また、文化財ハザードマップと防災・防犯マニュアル、文化財台帳を作成します。また災害の規模によっては、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキューの派遣等）を要請します。

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
㊺ 防災・防犯設備の設置と点検 文化財の被災や意図的な毀損、盗難に備えて、防災・防犯設備を計画的に設置・更新します 設備は定期的に点検し、動作確認とあわせて防災訓練を行います	◎文化財 防災安全	文化財の 所有者等	新規	↔		
㊻ 市内所在文化財の記録台帳の整備 文化庁のガイドラインをもとに、防犯・防災マニュアルと文化財ハザードマップ、既存の文化財収蔵管理システムを活用した文化財台帳を整えます	文化財	—	継続	←-----→		

F-2. 文化財の保存・活用に必要な周辺環境の保全

景観計画や都市計画において、文化財や周辺環境の保存が考慮されるよう働きかけます。また案内看板やサインなど、文化財の活用に必要な設備の整備・更新を行います。



文化財の案内看板

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
㊼ 景観計画及び都市計画マスタープランとの連携 各種の計画をもとに文化財や周辺環境が保存されるよう働きかけます	都市計画	地域コミュニティ	新規	←-----→		
㊽ 文化財の周辺環境の維持管理 文化財の周辺環境を定期的に確認し、維持管理を行います	文化財	—	継続	←-----→		
㊾ 文化財周辺の便益施設の整備・更新 《重点》 文化財周辺の便益施設（案内看板・トイレ・駐車場等）の整備・更新を進めます	文化財	—	継続	←-----→		

* ←-----→ : 計画期間中、必要に応じて実施、 ↔ : 恒常的に実施

G-1. 文化財の指定・登録の推進

文化財の価値を維持し、長く後世に伝えるため、詳細調査によって学術的価値を判断し、文化財の指定・登録を進めます。花立山古墳群については、史跡指定とその後の保存活用計画の策定に取り組みます。

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
㉔ 新規の指定・登録の推進 《重点》 文化財の保存と継承のため、詳細調査を行って学術的価値を把握し、必要に応じた文化財指定・登録等を行います	文化財	教育・研究機関	継続			
㉕ 花立山古墳群の史跡指定と計画の策定 《重点》 花立山古墳群の史跡指定と、その後の保存・活用に向けた計画の策定に取り組みます	文化財	文化財の所有者等 地域コミュニティ	新規			

G-2. 保存のための計画的な修復・修繕の実施

文化財を保存・継承するため、計画的な修復・修繕を行います。また、修復・修繕に必要な特殊な機材や技術を有する教育・研究機関と連携します。

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
㉖ 指定・登録文化財及び収蔵資料の修復等 指定・登録文化財の経年劣化を把握し、保存・活用に必要な修復・修繕や公有化を計画的に行います	文化財	教育・研究機関	継続			
㉗ 修復技術を持つ団体及び人材との連携 文化財の修復・修繕に必要な機材や技術を持つ団体・人材（博物館・建築士会等）と連携します	文化財	教育・研究機関	継続			

H-1. 地域と連携した保存・活用の取り組みの推進

文化財そのものやこれまでの保存・活用の取り組みについて周知し、地域とともに文化財の保存・活用が進められる体制を作ります。

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
㉘ 地域にある文化財の価値や保存・活用の取り組みの周知 地域ぐるみで文化財の保存・活用を進めるため、文化財の情報を発信し、これまでの取り組みを周知します	文化財	地域コミュニティ	継続			
㉙ 地域の各種イベント・プロジェクトと文化財の融合 地域コミュニティが行うイベントに文化財を取り入れてもらう方法を検討します	◎コミュニティ推進 文化財 商工観光	地域コミュニティ 民間 団体等	新規			
㉚ 文化財保存活用支援団体の指定の検討 文化財の保存・活用のため、文化財保存活用支援団体の指定を検討します	文化財	文化財 関連団体	新規			

* : 恒常的に実施

基本方針3 文化財を「活かす」の課題

<保存・活用に関する課題と方針>

課題	方針	措置
I. 文化財の公開		
1. 社会情勢に対応した文化財の公開方法の検討が必要です	I-1. 多様な情報発信の実施	③9～④1
J. 新しい活用方法の検討		
1. 地域まちづくりと文化財の連携の強化が必要です	J-1. 地域まちづくり活動との連携強化	④2・④3
2. 観光振興と文化財の連携の強化が必要です	J-2. 文化観光との連携強化	④4・④5
K. 文化財整備の推進		
1. 活用するために整備が必要な文化財があります	K-1. 文化財の活用のための整備促進	④6～④8
L. 多種多様な文化財の保存・活用が可能な施設の整備		
1. 多種多様な文化財の保存・活用のため、施設の更新とバリアフリー化が必要です	L-1. 既存施設の更新の検討	④9
M. 官学連携・官民連携の取り組み		
1. 官学・官民の連携に文化財を取り込む余地があります	M-1. 文化財を活かす官学・官民連携の推進	⑤0

I-1. 多様な情報発信の実施

既存の埋蔵文化財調査センター公式ホームページをリニューアルします。多様な媒体を利用した情報発信に努めます。通年公開を行っていない文化財については、特別公開の機会を提供します。

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
③9 埋蔵文化財調査センターのホームページの更新 <重点> 動画配信や情報公開を促進するため、埋蔵文化財調査センターのホームページをリニューアルします	◎文化財 新公共マネジメント推進	民間 団体等	新規	←	→	→
④0 SNS、雑誌、新聞、ケーブルテレビなどの媒体の活用 文化財の情報を発信するため、さまざまな媒体を活用します	経営戦略	民間 団体等	継続	←	→	→
④1 文化財の特別公開の実施 店舗などで利用されている文化財(料亭さとう別荘・とびうめ等)の特別公開を行います	文化財	文化財の 所有者等	継続	←	→	→

* ←→ : 恒常的に実施

J-1. 地域まちづくり活動との連携強化

地域にある文化財をまちづくり拠点として活かす方法を検討します。また、文化財を市の魅力のひとつとして情報発信に活用し、定住促進につなげます。



地方創生拠点整備交付金で整備した
平田家住宅の座敷棟

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
④② 文化財を活かしたまちづくり拠点の検討 文化財（旧松崎旅籠油屋・平田家住宅・小郡官衙遺跡群等）をまちづくり拠点として活用する方法を検討します	文化財 コミュニティ 推進	文化財 関連団体	新規			
④③ PR コンテンツや定住促進への文化財の活用 文化財を市の魅力の発信や、定住促進につなげるために活用します	経営戦略	—	継続			

J-2. 文化観光との連携強化

文化財をテーマとした観光イベントの企画や商品開発、ふるさと納税の返礼品への活用、ユニークベニューなど、文化財を文化観光の振興につなげます。

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
④④ 文化観光への文化財の活用 《重点》 文化財を文化観光（宿泊・飲食・物販・ユニークベニュー・文化ツーリズム等）に活用します	◎商工観光 文化財	文化財 関連団体 民間 団体等	継続			
④⑤ 文化財をテーマにした商品の開発 関連課や民間団体等、学校などと連携し、文化財をテーマにした商品（「鴨のまち・小郡」関連商品・ふるさと納税返礼品等）を開発します	商工観光	民間 団体等	新規			

K-1. 文化財の活用のための整備促進

文化財を地域の人びとと活用するために、将来的な整備を前提とした調査を行い、計画の策定につなげます。また復原整備を行った文化財や保存管理計画を策定した文化財については、実情に応じた見直しを図ります。

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
④⑥ 地域での活用を前提とした花立山古墳群の保存と将来的な整備に対する調査《重点》 地域コミュニティによる保存・活用を進めるため、花立山古墳群の保存・活用に向けた計画の基礎調査を行います	文化財	地域コミュニティ	新規			
④⑦ 文化財の復原整備に向けた検討 《重点》 文化財の保存管理に関する既存の計画(小郡官衙遺跡群)、過去の整備の更新や今後の整備計画(旧松崎旅籠油屋・平田家住宅・平田氏庭園等)について検討します	◎文化財経営戦略	地域コミュニティ	新規			
④⑧ 地域と連携した文化財の整備、維持方法の検討 活用の利便を図るため、地域と連携した文化財の整備と維持の方法(官民共同事業・ワークショップ等)について検討します	◎文化財コミュニティ推進	地域コミュニティ 文化財関連団体	新規			

L-1. 既存施設の更新の検討

築40年以上が経過し、老朽化の進んだ埋蔵文化財調査センターのバリアフリー化や展示設備、収蔵設備、防災・防犯対策など、今後の保存・活用に必要な更新を検討します。



埋蔵文化財調査センターの
特別収蔵庫

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
④⑨ 施設更新の検討 施設本体（バリアフリー化）、展示設備（什器・サテライト施設）、保存設備（防災・防犯対策・収蔵庫の増築）など、埋蔵文化財調査センターの施設更新を検討します	◎文化財 新公共マネジメント推進	地域コミュニティ	新規 			

M-1. 文化財を活かす官学・官民連携の推進

学校、教育・研究機関や民間団体等の協定事業において、新たな視点や手法で文化財を活用します。



久留米大学との協定調印式

具体的な取り組み	実施主体		新規 継続	前期	中期	後期
	行政 所管・関連課	地域		R8～R11	R12～R14	R15～R17
⑤⑨ 文化財の新しい活用の実施 《重点》 市の官学・官民協定事業において、地域振興と観光まちづくりにつなげる文化財の新たな活用を実施します	◎文化財 商工観光	教育・ 研究機関	継続			